

# 利益相反管理方針の概要

JP モルガン・チェース銀行東京支店

金融機関が提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内で競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

このような状況の中、JP モルガン・チェース銀行東京支店（以下、「当支店」といいます。）を含む J.P. モルガングループ（以下、「J.P.モルガン」といいます。）においても、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することが求められています。

J.P.モルガンは、日本において投資銀行業務、マーケット業務、資金決済業務、海外資産管理業務の媒介、資産運用業務などを展開しており、お客様の多様なニーズに応じた最適なサービスをご提供する体制を構築しています。当支店は、お客様に対するサービスのさらなる向上に努めるとともに、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を策定し、J.P.モルガンとお客様との間及び J.P.モルガンのお客様間の利益相反のおそれのある取引について、法令等に基づき利益相反管理体制を整備しています。

## 1. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下のものが考えられます。ただし、これらの類型は利益相反のおそれのある取引であるかの判断の一助にすぎず、これらに該当することで直ちに利益相反のおそれのある取引とされるわけではありません。また、これらに該当しない取引等も利益相反のおそれのある取引として管理する場合があります。なお、これらの類型については必要に応じて将来的に追加・修正が行われる可能性があることにご留意下さい。

- **Firm vs. Client** : J.P.モルガンとお客様の利害が対立する可能性がある場合  
例：J.P.モルガンが有価証券に関する潜在的な取引情報を知りながら当該有価証券について自己勘定取引を行う場合
- **Workforce Member vs. Client** : J.P.モルガンの役職員とお客様の利害が対立する可能性がある場合

例：J.P.モルガンの役職員が、お客様に関する内部者情報を知りながら、当該情報に関連する有価証券の個人取引を行う場合

- **Client vs. Client**：お客様同士の利害が対立する可能性がある場合

例：J.P.モルガンがお客様の事業売却に関するアドバイザリー業務を行いながら、当該事業を買収するお客様に買収に関する資金調達の助言を行う場合

- **Workforce Member vs. Firm**：J.P.モルガンの役職員と J.P.モルガンの利害が対立する可能性がある場合

例：J.P.モルガンの役職員が J.P.モルガンの同業他社の取締役役に就任する場合

## 2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当支店は、金融商品取引法に基づき、当支店に加え日本におけるグループ会社である JP モルガン証券株式会社、JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社、及び JP モルガン・マンサール投信株式会社に関わる取引を利益相反管理の対象としています。なお、当支店と JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社との間、及び当支店と JP モルガン・マンサール投信株式会社との間では、原則として非公開情報を授受しないため、情報隔壁により会社間の情報共有を制限する方法で利益相反を管理しています。また、J.P.モルガンの海外の関係会社（外国において金融商品取引業、銀行業に従事しない会社を除きます）が行う取引についても、グローバル・コンフリクト・オフィスを通じて管理しています。

## 3. 利益相反管理体制

J.P.モルガンでは、グローバル・ポリシーに基づき、グローバル・コンフリクト・オフィスが利益相反のおそれのある取引の管理を行っています。当支店においては、適正な利益相反管理を遂行するため、本方針に基づき、ビジネス部門から独立した法務部及びコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、法務部の長を利益相反管理統括者に任命し、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理体制を整備しています。

## 4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当支店は利益相反のおそれのある取引を特定した場合、以下の方法もしくはその他の方法を選択又は組み合わせることにより、お客様の利益が不当に害されないよう管理します。

- 情報隔壁による部門間又は部門内の情報共有の制限
- 利益相反のおそれのある取引及びお客様との取引の一方もしくは双方の取引の条件又は方法の変更
- 利益相反のおそれのある取引又はお客様との取引の一方の中止
- お客様への利益相反のおそれの開示又はお客様の同意の取得
- 利益相反のおそれのある取引及び役職員の監視
- 取引の事前承認

当支店は、法令及び各種社内規程の遵守、部署の分離・業務分掌等に基づきお客様の情報を適切に管理することにより、利益相反のおそれのある取引の発生を未然に防止する体制を整備しています。例えば、当支店がお客様に対して金融商品の販売について媒介業務を提供する場合、その当該お客様の取引情報は情報隔壁により原則として媒介業務に必要な範囲で共有され、当支店の自己投資部署に伝達されることはありません。このような制限を有効に機能させ、利益相反のおそれのある取引を未然に回避するために、コンプライアンス部等が遵守状況の監視を行う等の措置を講じています。